

2017年2月27日  
一般社団法人 FinTech 協会  
(コンプライアンス分科会/  
API・セキュリティ分科会)

## 改正銀行法案に対する見解について

当協会として、平成 29 年銀行法改正法案に賛成するものであることをここに表明いたします。理由は以下の通りです。

1. 当協会としては、昨年 7 月頃より、銀行の API 公開に関する枠組みや制度整備について、関係する省庁・団体（金融庁、経済産業省、全銀協、FISC 等）が開催する審議会や検討会等の委員、発表者又は傍聴者として毎回出席を行い、積極的に発言を行うほか、事前及び事後の打ち合わせを行い、協会内部においても、API・セキュリティ分科会 5 回（準備会 3 回）、コンプライアンス分科会 1 回（準備会 1 回）を開催して、日本における銀行 API 公開に向けた法律面、技術面、運用面のあり方について議論を行ってまいりました。

2. このような中、金融庁において、昨年 7 月から行われてきた金融制度 WG での議論は、欧州 PSD2 と同様の免許制には反対という当協会分科会での意見にも沿ったものとなりました。また、WG 報告書は、金融機関の API 公開に向けた体制整備を求め、金融機関に FinTech 事業者との接続のための契約締結義務を認める一方で、機動的な事業展開とイノベーションを阻害しない規制とするとの内容となっており、上記の民間における取組みを後押しするもので、評価ができるものと考えておりました。

加えて、このタイミングでここまでの内容を定めることは、世界からみても最も進んだ法制を整備したとも言え、日本のイノベーション促進を加速させ、世界における先行事例を作ることになると考えておりました。

3. もっとも、この金融制度 WG 報告書をもとに策定された銀行法改正法案については、どの程度の割合の金融機関が対応するのか不明瞭であること、銀行代理業の定義が曖昧なままとなっていること、PISP（決済指図伝達事業者）と AISP（口座情報利用事業者）の差が設けられておらず、特に AISP に関しては過大な規制となっていることなどの懸念があると認識し、当協会は、金融庁と議論を重ねてまいりました。

4. 今般、金融庁からは、上記の各点について、現在の銀行法改正法案は、基本的に全て

の金融機関に対し接続を求めていくものであること、PISPとAISPはいずれも規制内容としては軽く、協会の要望も含めた各所の意見も踏まえイノベーション促進に向けて柔軟に対応する方針であること、銀行代理業の解釈の明確化については、今後ガイドラインの策定等を早急に行うとの回答が得られたことから、当協会としては、金融庁説明の方針が現実化されることにより、上記の懸念が払しょくされるものと判断し、これらが実現することを前提に、ここに、銀行法改正案による制度整備に賛成するものです。

5. 当協会は、国内外の関連団体との情報交換や協力のための活動を通じて、健全な業界の発展と、FinTechエコシステムの活性化を行うことを使命としており、今般の制度整備にあたっては、利用者便益の最大化（単純な利便性の向上だけでなく、個人が自己の情報を管理し、利活用を行うことができるデータポータビリティが実現される社会）及び新規事業者を含めた参入が容易となる環境の整備が必要と考えております。したがって、今国会での法制整備がなされない場合は、現在の民間でのAPI公開に向けた取組みを鈍化させる可能性があることを認識しております。当協会は、今国会での銀行法改正法案の成立に期待するとともに、今後とも、金融庁、経済産業省、全銀協、FISCその他の関係諸省庁・団体と協議を行いながら、法律面、技術面、運用面の全般についてイノベーションを促進する制度整備を求めつつ、技術仕様の標準化や契約のひな形、セキュリティチェックリストの公開や実例紹介を含めた先行事業者の情報開示などを含めて、業界全体でのノウハウ・知見の共有に努めてまいりたいと存じます。

以上